

姫路市保育施設等利用調整基準表(令和3年4月入所以降適用)

【令和2年10月1日改正】

【利用調整の手順・取扱いについて】

- 1 父母各々の「基礎指数」と、該当する「調整指数」の合計指数(入所指数という。)の高い世帯の児童から優先順位を決定します。また、入所指数が同じ場合は、「入所指数が同じ場合の優先指数」等を適用し、優先順位を決定します。
- 2 父母各々について、保育の必要な事由が複数該当する場合は、各々の基礎指数の最も高い事由を採用します。
- 3 ひとり親世帯については、当該ひとり親の点数と10点との合計指数を基礎指数とします。
- 4 父母がいない場合は、主として保育に携わる者で基礎指数を算出します。また、主として保育に携わる者がひとりである場合には、当該保育に携わる者と10点との合計指数を基礎指数とします。
- 5 基礎指数にある就労時間数には、休憩時間を含めません。

【基礎指数】

保護者の状況		基礎指数	
類型	細目		
居宅外就労	外勤・自営(協力者含む。)	月140時間程度以上の就労	10
		月120時間程度以上の就労	9
		月64時間程度以上の就労	8
		月48時間程度以上の就労	7
	就労内定は、該当する就労時間数の指数から1を減じる。		
居宅内就労	自営(協力者含む。)	月140時間程度以上の就労	9
		月120時間程度以上の就労	8
		月64時間程度以上の就労	7
		月48時間程度以上の就労	6
	内職	月140時間程度以上の就労	8
		月120時間程度以上の就労	7
		月64時間程度以上の就労	6
		月48時間程度以上の就労	5
求職活動	月48時間に満たない就労の中での求職活動	5	
	その他の求職活動	4	
就学等	通学(学校・職業訓練学校等)	月140時間程度以上の就学	10
		月120時間程度以上の就学	9
		月64時間程度以上の就学	8
		月48時間程度以上の就学	7
	在宅(通信教育等・資格取得)	通信教育等	5
		その他資格取得	4
疾病	入院	14	
	自宅	常時安静(妊娠に伴うものを除く。)	10
		その他家庭での保育が困難である場合	7
障害	身体障害者手帳1・2級、精神障害者保健福祉手帳1・2級、療育手帳A 所持者		10
	身体障害者手帳3・4級、精神障害者保健福祉手帳3級、療育手帳B1 所持者		8
	身体障害者手帳5・6級、療育手帳B2 所持者		6
看護・介護	祖父母等の看護・介護	月140時間程度以上の看護・介護	9
		月120時間程度以上の看護・介護	8
		月64時間程度以上の看護・介護	7
		月48時間程度以上の看護・介護	6
妊娠・出産	出産の前後2か月		7
災害復旧	震災・風水害・火災その他の災害の復旧にあたる場合		11
虐待・DV	保育の必要性及び緊急度が高いと認められる場合		15
	保育の必要性が高いと認められる場合		11
上記に掲げるもののほか、明らかに保育を必要とすると認められる場合		上記とのバランスに配慮した上で実際の事案ごとに判断	

【加算指数】

事由	加算指数
市内認可保育施設(認可を受けた市内の保育所、認定こども園等をいう。以下同じ。)からの卒園に伴う入所申込みの場合 (同一施設の分園の卒園児が本園を第1希望として入所申込みをする場合又は連携施設(これに相当する施設を含む。)を有する施設の卒園児が当該連携施設を第1希望として入所申込みをする場合等に限る。)	6
父又は母が、市内の認可保育施設に勤務し、又は勤務する予定である保育士又は保育教諭である場合	5
両親が不存在の世帯	5
ひとり親世帯	4
生活保護世帯	2
育児(産後)休業の終了に当たり職場復帰する場合	1
申込児の兄弟姉妹が既に市内認可保育施設を利用しており、当該施設を継続利用する予定である場合(2・3号認定での利用に限る。)	1

【1 入所指数が同じ場合の優先指数】

事 由	指数
姫路市民である(転入予定者を含む。)	+3
申込児が障害児である	+2
申込児の兄弟姉妹が同時又は既に申込みをしている(2・3号認定での申込みに限る。)	+2
父又は母が単身赴任をしている	+2
申込児が認可外保育施設等を利用している(一時預かりを除く。)	+1
年度途中における転園の申込みである(転居に伴うものや、兄弟姉妹が別々の施設を利用中のため、同一施設への転園を希望するなど、客観的事情がある場合を除く。)	-1
保育を必要とする状況を補足する書類の提出が不十分で具体の確認ができない	-1
正当な理由なく入所内定後に辞退するなど、利用調整に支障を来す行為があった	-1

【2 上記による優先指数が同点となった場合の優先指数】

事 由	指数
子どもの人数が3人以上である	+1
申込児の兄弟姉妹に障害児がいる(保育を必要とする事由に係る障害児を除く。)	+1
同居の祖父母等が保育に協力できる客観的な状況がある	-1

【3 上記2による優先指数が同点となった場合の優先指数】

次の表に掲げる事由のうち、より上位にあるものに該当する者を優先する。

事 由
当該認可保育施設の希望順位が高い
小学生以下の子どもが多い
利用保留期間が長い
父母の合計就労時間が長い(基礎指数を就労により算定した場合に限る。)
利用調整の対象月に係る保育料の算定基礎となる世帯の市民税額(所得割額)が低い